

# JHF 理事会議事録

日 時： 2019年1月26日(土) 15:00～20:00

場 所： JHF事務局会議室（北区中里1-1-1-301）

## 1. 議長・議事録作成人名

議長： 芦川雄一郎 議事録署名人：出席理事監事全員

## 2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 芦川雄一郎 市川 孝 内田孝也 大沢 豊 金井 誠  
小林秀彰 殿塚裕紀 増田憲治 安田英二郎

【監事】 岩村浩秀

（出席理事9名（スカイプ参加2名）、監事1名 今理事会は定足数を満たし成立した）

## 3. 理事の一言

議題の関係でなし

## 4. 審議事項

### 審議事項4-1 2019ハンググライダー日本選手権開催地の承認について

大沢理事より2019年4月12日～14日に茨城県足尾エリアでクラスV日本選手権を開催することで説明があり議決した。

採決の結果、【賛成8 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 市川、内田、大沢、金井、小林、殿塚、増田、安田

### 審議事項4-2 タンデム1、タンデム2（仮称）技能証規程新設の承認について

### 審議事項4-3 タンデム技能証廃止の承認について

## 5. 協議事項

### 協議5-1 タンデム技能証について

タンデム1、タンデム2技能証の概要説明文書を確認後、規程改正案に至る迄の12月発行文書から方向性、主旨が変わってきているため、その説明から必要ということで協議となった。

小林副会長：主旨説明をします。タンデム技能が諸外国に比べて低いことと規程も緩いので抜本の改革をし

ないとタンデム事故が増えるのではないか。2018年5月の理事会で教員・スクール事業委員会からのタンデム技能証の改定について協議したことは議事録に残っています。委員会では現行タンデム技能証がそのままでは危ういと考えグレードアップ、諸外国に合わせて上位技能証を作ることが必要ではないかということで2つの技能証になります。タンデム1の効力を規制し、タンデム2の効力は規制しない内容になります。昨年タンデム事故が続いてしまったこと、検定会は冬場に間に合わせたいということで委員会が頑張っています。技能証新設の作業でありスケジュール的にも厳しくなっています。制度施行は今年の4月からで1年間の移行猶予を持ち来年の4月1日は全移行を目指しています。

内田会長：補足ですが2018年の事故が原因ではありません。昨年3月末迄に旧委員長へタンデム技能証について成案にするよう要求しました。4月に委員会から理事会に上程が出たのですが、制度委員会が確認して技能証規程との不整合が起こるので理事会に出しませんでした。その内容が5月理事会の協議になりました。2018年総会で教員・スクール事業委員会からパイロットの更新制とタンデム証について意見を集めました。総会后11月の委員会の時、進展がないがどうなっているのか、4月に改定されていたら6月の重大事故はなかったかも知れないと話しました。その結果パイロット証更新制よりもタンデム証見直しを優先して取り組むことになりました。時間的な制約としてはシーズンになるGW前に進めるように動いています。

市川理事：FAIの基準に合わせて変えていかなければならない、と何年か前から説明を受けていて、方向性は分かっていますが、進んでいなかった。会長は事故が原因ではないと言われていますが、12月にタンデム技能証保持者に宛てた文書の中で「事故があり警察や一般財団法人日本航空協会から厳しい改善要請を受け」となっています。通常、県の警察からは改善要請は出ないと思います。正しく判断する材料かが分かりません。GWに合わせて早期に改定するとの話は分かりませんが、何年もかけて考えて来たことを、最後にバタバタしているのかが説明では分かりません。

金井理事：急いで欲しいとは委員会にお願いしていましたが、必要な承認、告知は必要です。急ぎ過ぎていることに危機を感じます。12月理事会の議題に出ていませんでした。1月委員会で暫定期間を設けることが出ました。JHFレポートの記事で検討中とありますが、本来は理事会に検定内容、技能証規程を上程し承認されて告知、広報です。検定内容の根拠の技能証規程がまだ決まっていないということは有り得ません。

小林副会長：私は書類も整っていないのにとっても間に合わないので延期を考えていました。委員会は検定会を3月にやらないと1年延びてしまうので、急ぎ技能証規程案を作成しました。理事会判断で、今回の暫定技能証規程で3月に始めて大丈夫かを議論し、理事会責任として行うか延期するか。

内田会長：2者択一は乱暴です。

大沢理事：3月の検定会資料はまだ出来上がっていないのですね？

小林副会長：技能証規程案だけで制度委員会からの正式ではありません。2月末迄に資料を整えます。

金井理事：その案が12月理事会で出ていない時点で間に合っていない。今も出せる状況になっていません。

殿塚理事：監事に確認しますが、1つの条項を改廃するにあたり、適切な広報期間とか目安はありますか？

岩村監事：ルール上は総会の招集とか決まったものはありますが、それ以外については特にありません。今回の件は最終的に理事会承認で規程上は問題ないと制度委員長に聞いています。それに対して問題があった時に承認をした理事会全員に責任があるという前提で判断していただきたいと申し上げておきます。

市川理事：他の公益社団法人の事務局長を10年くらいやって来ました。基本はどんな名目があってもきち

んとした手続きに則らないといけません。反対意見が出そうな所には、事前に挨拶周りをして了解を取っておくことも必要です。中心的な正会員事業者の了解を取らないと進められません。公共的な団体はそういうやり方をしないとといけません。無理はしない方がよいと感じます。

岩村監事：理事会承認でよいですが、問題の重要性が高い場合は総会承認を得ないといけない可能性もあります。それをご承知ください。

議長（芦川理事）：最高議決は総会にも確認ということですね。

金井理事：案について、タンDEM技能証を持っている人だけに出して正会員に出していません。神奈川県連がJHFレポートで各都道府県連盟に同封してくれました。禍根を残すことや、殿塚理事も心配していたように離脱してしまう会員も増えてしまいます。必要な周知徹底が足りていません。

岩村監事：手続き論になります。早くやらないといけないかどうかのバランスです。

安田副会長：昨年の総会で概略は出ています。技能証規程なので修正が必要になるかも知れませんが大きな間違いはありません。内部規則なので修正も可能で、厳しくなると反対意見に対する対策を考えておけばよいので頑張れば出来るのではないですか。委員会のスケジュールで進めないと検定員が生まれません。

金井理事：昨日の委員会で委員の皆さんが頑張ってくれて必要なことと日程案が出ています。必要なことを進めたいという観点で見ていただきたい。理事会で承認をされれば案内を出し進められます。心配しているのは正会員への案内、告知です。告知が具体的に出来るのか。この技能証規程案を承認しないと出来ないか。

安田副会長：検定会の内容も未確定の段階でも「検討されている」として出すしかない。

内田会長：12月に委員会から出た文書は意見聴取のためですが、方向性は文書理事会で承認しました。委員会から検定会の募集案の発送依頼が出ましたが順番が違うので今日の理事会です。昨日の委員会の規程成案を受けて行うものではない。理事会で合意を得て進められるものは進めてもらい、3月末迄にあと何と何をするかという決め方で進めることでよいと思います。

市川理事：ここにあるスケジュールについては皆さん了解しているのですか？

金井理事：委員会がこうしたいということです。遅れていたのが色々なことが今日まとめて出ています。

殿塚理事：最初の案は2月、3月の2回開催の案でしたが、今回は回数と定員が半減しましたが。

小林副会長：資料の準備で2月には間に合わないこともあり3月1回になります。タンDEM技能証を持っている教員に募集を出します。参加費1万5千円で、タンDEM検定シミュレーションを行って同じことを全国各地でやってもらいます。検定員がパッセンジャーとして同乗しないとといけません。朝霧では相互に乗りますがソロフライトの実技もあり、かなりの本数があるため人数も少なくなります。

内田会長：検定員が同乗することは新しい決定事項ですか？

小林副会長：現行のタンDEM検定は必ず教員がパッセンジャーとして乗って最終検定になりますので、それを踏襲しています。

内田会長：タンDEM1の場合は従来のタンDEM証と同じですが、タンDEM2の検定は相互にという話があり、タンDEM2は検定員が乗らなくてもよい理解です。

小林副会長：規程を見直し委員会でそういう結論に至りました。

金井理事：意見を求められれば賛成ではありません。同乗しなくてもランディングで見ても採点は出来ます。

殿塚理事：ボランティアベースでここまでやっていただいている委員会の皆様には感謝して頭が下がります。その道のプロの方々が練っていただいた案なので多少の修正はあれ、大筋はよいと思っています。その上で

スケジュールの問題が大きく、理事会がどうリリースするか。このスケジュールでご理解いただけない場合、ボイコットや、離島や遠隔地からそういう人が出た場合はJHFとしてどうするのか。ライセンスの剥奪、営業停止処分は行えません。保険会社の支払の有無はライセンスには関係ありません。保険に入ること自体には影響しません。裁判になった場合は有資格者かどうかで弱くなるとは思いますが、地方の方は取る必要なしと判断をされないかという懸念があります。

金井理事：事故防止や諸外国に合わせる規程として廃止と新設ではなく厳しくなる改正をお願いすることなので、今迄のタンデム証はこういう形で残りますと説明しないと納得してもらえないと思います。

殿塚理事：スケジュールの提案ですが、暫定期間1年ではなく、2019年は検定員を準備して2020年制度スタートはいかがでしょうか。今年の間中に検定員が検定を行うことで妥協することは出来ませんか。

安田副会長：猶予1年与えるのであれば制度を来年スタートも考えましたが、制度として早く決めないと検定員が生まれなし準備出来ません。3月には教員対象に検定員を作る検定会を始めないといけません。

金井理事：急いで制度を作って検定員を作るのが大事で、今迄出来ていたことが急に出来なくなることに對して猶予が出て、新制度になるための本来の手順を踏む期間が設けられました。規程改正の必要性があることを全フライヤー、正会員、タンデムパイロットに説明をし、最初の検定会は3月にするのお願いを始めないと間に合いません。

大沢理事：最初の検定会が40名ですが、もっとたくさん来た場合はどうするのですか？

金井理事：私は逆に集まらない懸念で、タンデム証を持っている教員はいますが、こういう仕組みであれば検定員はしたくないけどタンデムをしたい人が相当数います。初回の検定会に行かなくても各地の検定会で受ければよい。覚悟を決めて連盟のために条件が厳しい朝霧で相互に乗せなくてもと思うかも知れません。

内田会長：委員会でも同じ心配をしていました。検定員になってくれる方にはインセンティブがあるような方向でやれたらと意見が出ています。

小林副会長：検定をしてくれる人を育成し全国でタンデム2を普及させることなので、検定は検定員が3人集まらないと出来ない集合検定です。厳しくなりますので実技は上がりますが、そんなに人が集まらない予測もあります。本来は検定員を増やすのが目的ですが甘くはしたくないというのが委員会の考えです。

内田会長：2019年3月の検定会は教員が対象だったと思いますが、昨日の委員会では4月以降の検定は一般も対象で、一般と合わせて受ける教員は検定を受ければ検定員になることもあるということですね？

小林副会長：そうです。

安田副会長：この技能証規程を承認するには制度委員会を無視することになるので理事会決議までは出せない。

市川理事：昨日案が出て、今日も少し変わったものを承認は出来ません。技能証規程がきちんと決まらないと朝霧の検定は出来ず、スケジュールも決まりません。

内田会長：JHFの規則としては最終的に理事会が規程を承認しなければ発行出来ません。時間がないので盛り込むべき条項を合意して進めていってもらえるのも可能だと思います。

安田副会長：第1回検定会については1ヶ月前の告知で大丈夫ですか？

金井理事：決定項が1ヶ月前に告知されるのであればギリギリ可能だと思います。

岩村監事：規程は制度委員会で文言が変わる可能性があるのに先に理事会で承認は出来ません。

安田副会長：技能証の効力は根本的なことです。これだけは今日審議した方がよいのでは？

内田会長：規程案に踏み込むのではなく委員会議事録の方針について確認した方がよいです。

議長（芦川理事）：では承認ではなく概要説明について意見がありましたら委員会に伝えるということで、ご意見をお願いします。

金井理事：タンデム1、2名称は仮称ですが、どう正式に決めますか？

小林副会長：名称について委員会は、朝霧の検定会の中で皆さんに相談したいと言っています。

安田副会長：それはJHFが決めないといけません。

金井理事：現行タンデム技能証が廃止とありますが、廃止、新設ではなく、現行タンデム技能証規程の改正でよいです。

内田会長：切り替えには費用が掛かります。費用は膨らまないように必要なお金以外は規程の決め方で抑えられるのであれば抑えて欲しい。

小林副会長：タンデム1は技能証の効力が同居親族とパイロット保持者に限定されます。

金井理事：2020年4月からは今迄のタンデム技能証は更新されなければ限定された効力のものになる改正です。

殿塚理事：現行のタンデム証を2020年4月1日で改正、タンデム2のスタートは2019年4月1日とするのは可能ですか？

内田会長：2020年4月を待たずに移行され効力は変わります。タンデム保持者全員にタンデム2を新規発行するので旧タンデム証は2019年4月1日で効力が変わります。

小林副会長：暫定でタンデム2を全員に配ることで制度の理解を深めてもらうということです。

殿塚理事：ワクッションを置くことの効果は暫定ライセンスにはあると思います。今迄懸念して来た反発、説明が足りないという方々に対して暫定ライセンスを渡すことでよいでしょうとも取れるので、1年猶予を持つ間に丁寧な説明をするのがよいと思います。

安田副会長：制度としては今年の4月1日からスタート。暫定と言わず、従来のタンデム技能証は1年有効ですが、時期が来たら制限付きになるという説明の方が簡単です。普及のためには当初1年は受検費用を安くしたらどうですか？

議長（芦川理事）：委員会の議論の中ではその意見も出ていましたが、最終的には1万5千円になっています。

金井理事：心配なのは受検をせずに無資格者が出ることなので、安くしてもたくさん来てもらうやり方を考えた方がよい。

岩村監事：名称については技能証規程が決まる時には決まっていけないといけません。

金井理事：制度委員会が理事会に上程をして理事会が決めることです。提案ですが、仮称タンデム1はノービスタンデム、タンデム2はタンデム証。

内田会長：その名称だと現在のタンデム証全員にプラスチックのカード発行が必要になるので、上位の名称を変えたい。

小林副会長：諸外国だとレベル1、レベル2です。

金井理事：それは1種、2種を連想させます。

安田副会長：アドバンスでよいのでは？

殿塚理事：英語だとアドバンス、シニアとか。

大沢理事：シニアは日本だと年寄りのイメージです。

議長（芦川理事）：名称はタンデム1がタンデムのまま、タンデム2については制度委員会と教員スクール事業委員会から案をもらって理事会で決定ですね。他に委員会へ意見ありますか？

安田副会長：意見として検定は教員が同乗しなくてもよいと思うが、やり方だから委員会にお任せですね。価格を安くしたらどうかという意見です。

金井理事：テイクオフ、ランディングから見ていた方が採点はしやすいと思います。

安田副会長：必要な時に同乗をするとか。

金井理事：上と下で人を使っていると莫大な時間が掛かります。

殿塚理事：サポートをする人への適切な指示、声掛け、空中での振る舞いを確認したいのだと思います。ちゃんと座らせることが出来るか、回る時の予告とか。

金井理事：ビデオ判定OKであれば空中のやり取りはよいのですか？ビデオもそれを撮るのでしょうか。

殿塚理事：移行期間が1年あります。朝霧で大至急検定員を増やす必要がありますが、この後の3名でやっていくことについては随時のイメージでいるのですが、1年間の間に集散的な形でブロック毎に、九州、西日本とかでやった方がよい。

小林副会長：予測している人数が年間200人くらいで12～13回の検定会が必要と考えています。

岩村監事：規程の中はあまり細かく書かなくても内規でよいです。

殿塚理事：検定は最後までですか？グラハンでダメだったらそこで不合格と聞いた記憶があります。

小林副会長：シングルの扱いで判定をで、ソロフライトの技術確認があります。

安田副会長：採点表案を見ていたら5段階評価で5ならOK、3が1つでもあると不合格で中止も有り得ると思います。

殿塚理事：スケジュールが重要で現存のタンデム証を2020年迄延ばしてよいのか。どのタイミングで案内文を送って周知徹底を図るか、反発が出ると思うのでそれに対してどういう対応をするか、そこを整えないと先に進むのは難しいです。

岩村監事：個別に承認出来ることを承認したらいかがですか？

安田副会長：現行のタンデム技能証規程は廃止ではなく改正で、仮称タンデム2技能証は追加です。

議長（芦川理事）：1月末迄に両委員会に仮称タンデム2の名称案をもらう。最終規程案も1月末でお願いをする。

内田会長：委員会が急ぎたいのは、第1回の教員対象のタンデム2検定会の参加希望者の募集を出したいので、その判断は今日必要です。

安田副会長：きちんとやるのであれば、今出来ることは募集の予定です。正式発表は12日迄に。

岩村監事：募集の前に規程の周知が必要です。

金井理事：規程や検定内容が決まっていないのに募集だけはおかしい。正会員から必要なことであると援護射撃をもらわないと進みません。規程を急いで告知するしかありません。

殿塚理事：タイムプレッシャーの中で委員会がモチベーションを持ってやっていただいている非常にありがたいことです。これを延ばして意欲を削ぐことはマイナスです。方法論になりますが、今回はタンデムを持っている人全員ではなく理解をしてもらえる教員に、目的はタンデム2を始めることではなく、タンデム2のベースを作っている状態なので検定員を早急に準備しないといけないので、教員の皆様ご協力をよろしくお願い致しますとの案内を出す。

安田副会長：それが1つと、制度が変わることの告知を2～3日中に作りますので、ホームページと正会員に出し、その後にタンデム教員に出しましょう。

議長（芦川理事）：告知文をホームページ掲載、正会員にメール、タンデム教員に告知文をメールか郵送、

文案は安田副会長が作ります。1月末迄に制度委員会から技能証規程を理事会に出してもらおう。

殿塚理事：告知の際にこの春に事故が起こってはいけないので十分な安全啓蒙も必要だと思います。

金井理事：春先の忙しい時期に集まって検定もお願いしていくのに来てもらうだけでも頭が下がります。交通費、宿泊費もかかるのに検定料1万5千円も取るのですか？

内田会長：誰が来るかは分からないけどJHFからは持ち出し無しで1万5千円を集めればやれるという計算で受益者負担というのが委員会の考えです。

殿塚理事：最初に検定をお願いする方々に費用負担は違和感があります。

安田副会長：初回の3月検定会は検定をしてもらおうのでJHFが負担しましょう。

増田理事：金井さんからメディカルチェックの話が出ましたが、委員会では判断出来ないのもので理事会に委ねると書いてあります。

大沢理事：程度によりますが診断書は約5千円を出してもらえます。

殿塚理事：メディカルチェックは賛成でお願いします（退席）。

金井理事：更新制とともにメディカルチェックは再発防止に努めている団体には有意義で、メディカルチェックを受けていたらその人も空中で死ななくても済んだということもあります。更新制とセットでお願いしたい。イメージはパイロットの航空身体検査がよいのですが、ウルトラライトプレーンのサンプルがあります。このレベルでよいと思います。規制を強められた歴史の中で健康診断書も1年毎の提出が必要になっています。再発防止のためには必要です。

安田副会長：入れた方がよいです。3年に1回にして、色覚は抜く形でこのサンプルを使いましょう。

小林副会長：これで受検が減るのはいやなので、今回はセルフチェックにして欲しいです。

金井理事：世の中がやっているチェックでこれ以上緩いのはないです。これで落ちるような人はエリアに来たら危ないです。

小林副会長：大枠は賛成なのですが、改革で費用がかかるとまた不評が来ます。

内田会長：便乗して入れるべきではない。ウルトラライトが変わったらまた変えるのですか？更新制であれば、教員助教員の更新も、パイロット証も今後更新制にするのであれば入れなければならなくなります。委員会の意見がないのに理事会で決めてしまうのは拙速です。

私は賛成しかねます。

金井理事：パイロットの更新制はこの話の次には必要になります。教員、助教員も救急救命講座を受けないと更新出来ないと以前に決められたことと同じです。更新制と健康診断はセットで導入すべきだと思います。人の頭の上を飛ぶ者は全部必要となった方がよいと思っています。

増田理事：金井さんの意見に賛成です。

小林副会長：導入には賛成ですが、時期をずらしていただきたい。フライヤー宣言には、自己管理、自分の意志で飛ぶとの方針があります。そこにも踏み込むことになると思います。

岩村監事：人を乗せてタンデムで飛ぶというのはそれとは違うと思います。

金井理事：宣言を信じるためにエビデンスがいるということですね。タンデム技能証で真っ先に導入するのはより重いということです。

内田会長：タンデム1は健康診断は要りません。この議論をきちんと成文化して、委員会でもっと議論しろと渡すほうが良い。

岩村監事：時間がありません。こういう時に入れられない限りできません。意見が対立しているのであれば理事

会の意見を統一した方がよいです。

議長（芦川理事）：意見が分かれているのがメディカルチェックです。それは委員会から理事会に委ねられているので回答を出す必要があります。

大沢理事：1月末迄に制度委員会から技能証案をもらい、それを2月の文書理事会で承認をして募集をすることで大丈夫ですか？

安田副会長：周知文書は私が作ります。3月12日の1ヶ月前の2月12日迄には議決です。

市川理事：文書理事会は1人でも反対があると成立しません。

議長（芦川理事）：文書理事会で反対が出来ないような技能証規程案を出してもらおうということです。まず、3月の初回検定会の検定料についてはJHFが負担するというで議決します。

採決の結果、【賛成7 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 市川、内田、大沢、金井、小林、増田、安田

議長（芦川理事）：次に、メディカルチェックについて、ハング・パラ用として仮称タンデム2で健康状態把握に3月検定会から採用する健康診断書の提出について議決します。

採決の結果、【賛成5 反対3 棄権0】で可決された。

賛成： 大沢、金井、殿塚（申し送り）、増田、安田

反対： 市川、内田、小林

内田会長：メディカルチェックについて委員会に戻すということですか？これは決定ですか？

岩村監事：理事会の判断に任せますと書いてあるので理事会判断で決定です。

市川理事：私は周知徹底が行き渡らないので全体的には反対します。案内を出すのであれば教員だけではなく、タンデム保持者にもお知らせは送るべきです。

安田副会長：急ぐものはホームページで告知します。

内田会長：教員に対しては検定会募集の期限があるので2月12日迄に送る。他のタンデム保持者にも3月12日より前には別途お知らせを出す。

岩村監事：重要な決議になります。話が早く進みすぎるという意見もありますので、理事の皆さんの責任を前提としてください。

小林副会長：技能証規程はもう少し待ってもらい先に案内を出すことは難しいですか？

安田副会長：理事会は2月に成案を議決しないとイケません。規程は1月末でお願いします。

議長（芦川理事）：告知文はホームページに掲載、正会員にメール配信、2月12日にタンデム保持者の教員宛に検定会案内を送る。他タンデム保持者には3月12日迄にはお知らせをする。制度委員会、教員スクール事業委員会の成案を1月末迄に提出してもらおうという事で議決します。

採決の結果、【賛成6 反対1 棄権0】で可決された。

賛成： 内田、大沢、金井、小林、増田、安田

反対： 市川



市川理事：フライヤー個人から理事会宛に出た文書の回答についてはどうしますか？ 改正の大きな理由が重大事故だったということですが。

岩村監事：制度改正は事故が原因ではありません。

内田会長：技能証改正については事故よりも前から話は出ていました。他の方々からも色々意見が来ていましたが、回答は委員会から個別ではなく案内文と合わせて出します。

## 6. 報告事項について 下記が報告された。

### 6-1 予算実績表

### 6-2 フライヤー会員登録・技能証発行実績

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。(出席理事)  
理事

芦川雄一郎 印

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

金井 誠 印

小林秀彰 印

殿塚裕紀 印

増田憲治 印

安田英二郎 印

監事

岩村浩秀 印

議事録作成人：桜井加代子